

海外旅行傷害保険のご案内

株式会社宮崎信販

海外旅行傷害保険制度のあらまし

MC・JCB、MC・DC VISAカード会員の皆様で、旅行代金(ツアー料金や公共交通乗用具料金)をMCカードでお支払いいただくことで、海外旅行傷害保険が適用されます。また、けが、病気の治療費をはじめ、カメラなどの携行品の盗難、ホテルでバスやトイレを壊してしまった時などの損害賠償もてん補いたします。 ※保険料はカードの年会費の中からお負担いただいております。

海外旅行傷害保険制度被保険者証

被 保 険 者 旅行代金をMCカードでお支払いいただいた会員(カード名義人)

補 償 期 間 カード会員契約締結日の翌日午前0時以降会員資格中に開始された旅行期間中になります。

但し、日本を出国された日の午前0時から90日後の午後12時までとします。

補 償 内 容	傷害による死亡・後遺障害	1,000万円
	傷害による治療費用	200万円
	疾病による治療費用	200万円
	携行品の損害	20万円
	賠償責任	2,000万円
	救援者費用	200万円

※当保険会社は、MC・JCB、MC・DC VISAカード会員であるあなたが、旅行代金をMCカードでお支払いいただいた場合海外旅行傷害保険の被保険者であることを証明します。

引受幹事保険会社 **損害保険ジャパン株式会社**

本 社/東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 (03)3349-3111(代)

海外旅行傷害保険補償内容について

1 保険金をお支払いする主な場合

カード利用者が責任期間中次の(1)から(6)までのいずれかに該当した場合に保険金が支払われます。

(1) (傷害) 死亡後遺障害

(単位:万円)

	傷 害 内 容	保 険 金
	海外旅行行程中に生じた傷害事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に傷害の直接の結果として死亡したとき	1,000
	海外旅行行程中に生じた傷害事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に傷害の直接の結果として後遺障害が生じたとき、その程度に応じて	30～1,000
例	両眼を失明したとき	1,000
	両耳の聴力をまったく失ったとき	800
	片腕または片脚を失ったとき	600

※傷害には身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに生じる中毒症状を含みます。(継続的に吸入、吸収、または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)

(2) (傷害) 治療費用

海外旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によりその直接の結果として医師の治療を受けたとき、次頁の費用のうち事故の日からその日を含めて180日以内に治療のため支出した金額。ただし、200万円を限度とします。

(3) 疾病治療費用

海外旅行行程中または、旅行行程終了(いずれも保険期間中に限ります)後、その日を含めて72時間(伝染病の場合は30日)以内に発病しかつ医師の治療を開始したとき次の費用のうち、初診の日からその日を含めて180日以内に治療のため支出した金額。ただし、200万円を限度とします。

なお、旅行行程終了後に発病した疾病は、旅行行程中に原因の発病もしくは感染したものに限ります。

※ 上記の伝染病とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱などのことをいいます。

お支払いの対象となる主な費用は次のとおりです

A. 会員が治療のため現実に支出した金額

- ① 医師の治療費、処置費および手術費。
- ② 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料。
- ③ X線検査費、諸検査費および手術室費。
- ④ 職業看護師(日本国外において 医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。)
- ⑤ 病院または診療所の入院費。

- ⑥ 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベットが空いていないなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。以下「ホテル」といいます。）室内で資格を有する医師の治療を受けたときのホテル客室料。
- ⑦ 緊急措置として会員を病院または診療所に移送するための緊急移送費。
- ⑧ 入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないか、またはその病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の病院もしくは診療所へ移転するための移転費（治療のため医師または看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）ただし、日本国内（会員が日本国外に居住している場合には、その居住地）の病院または診療所へ移転した場合には、会員本人が帰国のため本来要すべき通常の運賃、または、会員が払戻しを受けた帰国のための運賃はこれに含まれません。
- ⑨ 治療のために必要な通訳雇入費。

B. 会員の入院により必要となった次に掲げる費用のうち会員が現実に支出した金額。ただし1事故（1疾病）に基づく傷害について前号の金額の10%に相当する金額または20万円のいずれか低い金額を限度とします。

- ① 国際電話料等通信費。
- ② 入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度とします。）

(4) 賠償責任

海外旅行行程中に生じた偶然な事故によつて、他人の身体の障害または他人の財物の破損について法律上の損害賠償責任を負担したとき、1回の事故につき、損害賠償金が1,000円を超過する場合、会員が、被害者に支払うべき損害賠償で、1回につき1,000円を控除した金額。ただし、1回、2,000万円を限度としてお支払いします。

(5) 携行品損害

海外旅行行程中に携行する会員所有の身の回り品（会員の居住施設内にあるものを除きます。）（以下「保険の目的」といいます）が、偶然な事故にあつて損害を受けた場合、損害額から1回の事故につき3,000円を控除した金額。ただし、同一の旅行期間につき累計最高20万円までお支払いします。

ただし、次に掲げるものは、保険の目的に含まれませんので、損害を被つても保険金は支払われません。

- 現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、稿本、設計書などの各種書類等。
※保険の目的の1個、1組または1対についての損害額が、10万円を超えるときはそのものの損害額は、10万円と見なします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合は、損害額の合計額が5万円を超える時は5万円とみなします。

(6) 救援者費用

会員が海外旅行行程中、次のいずれかに該当する事由に遭遇し捜索・救援等が必要となったとき……年間最高200万円までの救護者費用保険をお支払いします。

- ① 会員が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明または遭難した場合。
- ② 海外旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被つた障害を直接の原因として事故の日を含めて180日以内に死亡、または継続して7日以上入院した場合。
- ③ 疾病（妊娠、出産、早産および流産、歯科疾病を含みません。以下同様とします。）を直接の原因として海外旅行行程中に死亡した場合または発病し、医師の治療を受け旅行終了後30日以内に死亡、または7日以上継続入院された場合。

- 救援者費用とは次の費用をいいます。

〔搜索救助費用〕

〔航空運賃等交通費〕

現地までの船舶、航空機等の往復運賃（3名分を限度）。

※入院のみの場合は、入院期間が3日から6日までの場合は救援者1名分までとなります。

〔ホテル等客室料〕

現地（現地までの行程を含む）におけるホテル等の宿泊施設料（救護者3名分を限度とし、かつ1名につき14日分を限度とします。）

※入院のみの場合は、入院期間が3日から6日までの場合は救援者1名分までとなります。

〔移送費用〕

現地から会員の住所に移送するために要した遺体輸送費用および医師、看護師の護送費。

〔諸雑費〕

救助者の渡航手続費および現地において支出した諸雑費（20万円を限度）。

〔遺体処理費用〕

100万円限度。

2 保険金受取人

（傷害）死亡保険については、会員の法定相続人、救援者費用保険については、会員または会員の法定相続人のうち当該費用を負担した方とします。

3 保険金がお支払いできない主な場合

- A. 次に掲げる事由によって生じた障害に対しては、「（傷害）死亡保険金」・「（傷害）後遺障害保険金」・「（傷害）治療費用保険金」はお支払いできません。
- ① 会員の故意あるいは保険金受取人の故意。
 - ② 会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
 - ③ 無資格運転、酒酔運転。
 - ④ 会員の脳疾患、疾病または心神喪失。
 - ⑤ 会員の妊娠、出産、早産、流産。
 - ⑥ 戦争、その他これに類似した事変または暴動。
 - ⑦ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。
 - ⑧ 会員が以下に定める運動を行っている間に生じた傷害。山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング、その他これらに類する危険な運動
など
- B. 次の番号に掲げる事由によって発病した疾病については「疾病治療費用保険金」をお支払いできません。
- ① 会員の故意、あるいは保険受取人の故意。
 - ② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意。
 - ③ 会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。

- ④ 戦争、その他これに類似した事変または暴動

など

C. 次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金はお支払いできません。

- ① 会員の故意、あるいは保険受取人の故意。
- ② 戦争、その他これに類似した事変または暴動。
- ③ 会員の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。
- ④ 会員と同居する親族（旅行のために一時的に別居する親族を含みます。）および旅行日程を同じくする親族に対する損害賠償責任など。
- ⑤ 航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

D. 次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、「携行品損害保険金」はお支払いできません。

- ① 会員あるいは保険受取人の故意。
- ② 戦争、その他これに類似した事変または暴動。
- ③ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。
- ④ 携行品のかしまたは自然の消耗。
- ⑤ 携行品の置き忘れまたは紛失。

など

E. 次の各号に掲げる事由によって発生した費用に対しては、「救援者費用保険金」をお支払いできません。

- ① 会員の故意、あるいは保険受取人の故意。
- ② 会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ③ 無資格運転、酒酔運転。
- ④ 戦争、その他これに類似した事変または暴動。

など

4 その他

このしおりに定めない事項については、この保険契約の趣旨に反しない限り、海外旅行傷害保険約款に従います。

保険金請求について

1. 事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損害保険ジャパンへご連絡下さい。
2. 保険金請求に必要な書類
帰国後請求する場合には下表「現地ではしか手配できない書類」を忘れずに。

●保険金種類	●保険金請求種類	治療費用 保険金 (傷害・疾病)	携行品 損害 保険金	死 亡 保 險 金	後 遺 障 害 保 險 金	救 援 者 費 用 等 保 險 金	保 損 險 害 賠 償 金	
							対人	対物
MC (JCB、DC VISA) カード		●	●	●	●	●	●	●
保 險 金 請 求 書		●	●	●	●	●	●	●
現 地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医 師 の 診 断 書	●				○	●	
	治 療 費 の 明 細 書 お よ び 領 収 書	○					○	
	死 亡 診 断 書 ま た は 死 体 検 案 書 (死亡時のもの)			●				

く ぎ な い 書 類	事 故 証 明 書	○	●	○	○	○	○	○
	支 出 を 証 明 す る 書 類	○				●		
	示 談 書 ・ 示 談 金 領 収 書						●	●
	損 害 額 (修 理 費 等) を 証 明 す る 書 類		○					●
	損 害 品 明 細 書		●					
	損 害 額 を 証 明 す る 書 類		●					
	除 籍 謄 本			●				
	委 任 状 戸 籍 謄 本			○				
	後 遺 障 害 診 断 書				●			
	そ の 他 の 書 類	○	○	○	○	○	○	○

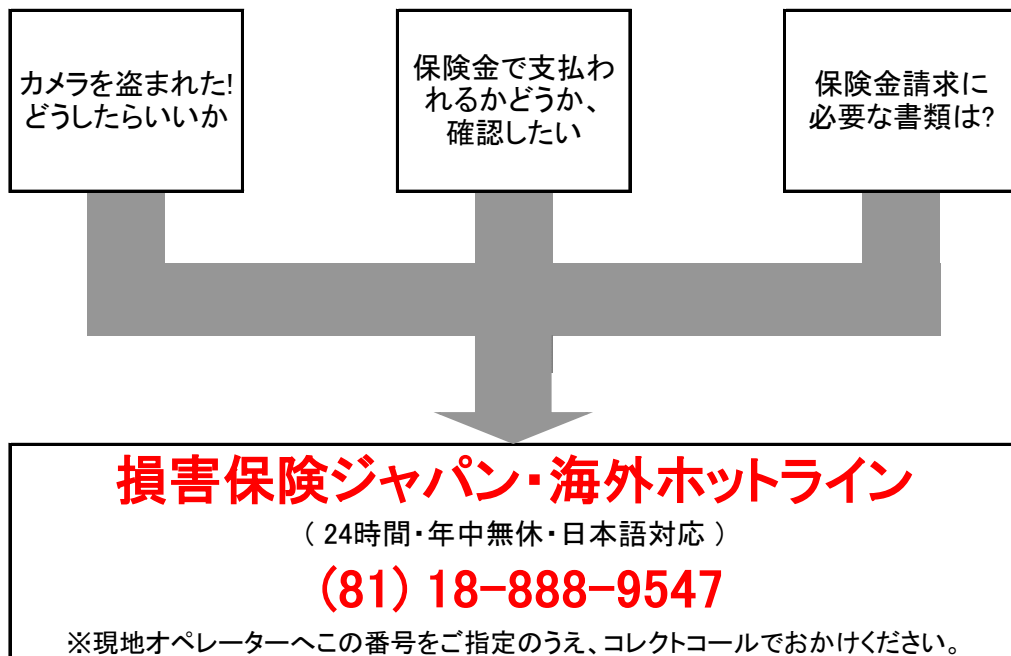
(注) 1. ●印は原則として必要な書類 ○印は場合によつて必要となる書類

2. 上記各書類はコピーしたものではありません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

(1) 海外で不慮の事故にあった場合

万一、不慮の病気や事故にあった場合、保険内容全般についてのお問い合わせや保険金請求手続きのご案内、代行、保険会社への連絡については、下記の損害保険ジャパンの「損害保険ジャパン海外ホットライン」へご連絡下さい。

※24時間・年中無休でサービスが受けられます。



(2) 日本国内からの問い合わせ (24時間・年中無休)

日本国内からは通話料無料のフリーダイヤルでおかけ下さい。

《フリーダイヤル》

0120-08-1572

(3) 帰国後、保険金を請求する場合

帰国後、保険金をご請求になる場合は、前記必要書類をそろえて、事故発生の

日から30日以内に、損害保険ジャパンまでご請求ください。
 ☆保険金の請求に必要な書類は現地でおとりそろえのうえ、大切にお持ち帰りください。書類等でご不明な点がありましたら「損害保険ジャパン海外ホットライン」または損害保険ジャパン宮崎支店までお問い合わせください。

コレクトコールのかけ方

- ① ホテルのフロントに申し出るか、現地のオペレーター呼出番号をダイヤルし、現地のオペレーターを呼び出します。

(オペレーター呼出番号)

国名	オペレーター呼出番号	国名	オペレーター呼出番号	国名	オペレーター呼出番号
アメリカ(本土)	ニューヨーク0 サンフランシスコ01-8	フランス	19-33-81	フィリピン	108
カナダ	0	中国	北京 115 上海 583322	タイ	100
グアム	0	香港	10	インドネシア	ジャカルタ 104 メダン101
ブラジル	000111	韓国	007	オーストラリア	0101
イギリス	155	台湾	100	オランダ	06-0410
ドイツ	0010	シンガポール	104	スペイン	005

※都市により番号が違う場合がございます。
 ※地域によってはコレクトコールが使用できない場合があります。その際は、ダイヤル直通電話、(料金会員負担)にておかけ下さい。

- ② オペレーターに国名(日本)と都市名(東京)と「損害保険ジャパン海外ホットライン」の電話番号をお申し出下さい。

☆ コレクトコールを申し込む例

(宮崎さんが損害保険ジャパン海外ホットラインにコレクトコールを申し込んでいるケース)

Operator : This is the overseas operator	交換手 : 国際電話です。
Miyazaki : I want to make a long distance collect call to Tokyo Japan.	宮崎 : 日本(東京)へコレクトコールをお願いします。(注1)
O : What number are you calling ?	交換手 : 何番をお呼びですか。
M: I'm calling 81-18-888-9547 Tokyo Japan	宮崎 : 東京81-18-888-9547です。
O : Tokyo Japan 81-18-888-9547 ?	交換手 : 東京81-18-888-9547ですね。
M: Yes.	宮崎 : はい。

O: May I have your name and telephone number ?
M: This is Mr. Taro Miyazaki at Guam 441-5423
O: Mr Miyazaki. Who would you like to talk to ?
M: I'd like to talk to World Access Center.

O: All right. We'll call you back. Will you hang up and wait, Please ?
M: Thank you.
電話を切って少し待てば、オペレーターが呼びかえしてくれる。
M: Hello.
O: This is a overseas telephone operator. Is this Guam 441-5423 ?
M: Yes, it is. This is Mr Miyazaki speaking.
O: Will you hold the line, please ?
オペレーターは、相手の料金支払いの承諾をえたのち、つないでくれる。
O: Thank you for waiting . World Access Center is on the line. Go ahead please.

交換手 : あなたのお名前と電話番号をどうぞ。
宮 崎 : グアム441-5423の宮崎太郎です。
交換手 : 宮崎さんですね。相手の方のお名前をどうぞ。
宮 崎 : 損害保険ジャパンホットライン東京オフィスと話したいのですが。
交換手 : わかりました。お呼びかえします。お切りになってお待ちください。**(注2)**
宮 崎 : ありがとう。

宮 崎 : もしもし。
交換手 : 国際電話局です。グアム441-5423ですか。
宮 崎 : はい、そうです。宮崎です。
交換手 : そのままお待ちください。

交換手 : お待たせいたしました。ワールドアクセスセンターがお出になりました。どうぞお話ください。

- (注1)** 最初の交換手から国際電話のオペレーターにつなぐ場合があります。その時はもう一度最初から言ってください。
(注2) 公衆電話の場合や、地域によってはオペレーターが電話をきらずにそのままつなげる場合もあります。

海外旅行傷害保険 Q&A

Q1.カード利用付帯の海外旅行傷害保険とは何ですか？

A: 海外旅行傷害保険では、海外での万一の事故によるケガや病気はもちろん、携行品の盗難や破損などの損害に対しても補償いたします。

Q2.海外でカードを使わないと保険は適用にならないのですか？

A: 海外旅行傷害保険は、募集型企画旅行の料金や公共交通乗用具の料金を特定のクレジットカードによりお支払いいただいた場合、保険の適用を受けることができます。

Q3.海外旅行に行く場合、カードは携行しないとだめですか？

A: 海外旅行時には必ずカードを携行していただきますようお願いいたします。

Q4.旅行出発前に保険適用の事前申請は必要ですか？

A: 事前申請は不要ですが、旅行代金を特定のクレジットカードによりお支払いいただいた場合、保険の適用を受けることができます。

Q5.カード会員以外の配偶者、子供の補償はどうなりますか？

A: 旅行代金を特定のクレジットカードでお支払いいただいたカード会員のみの補償になります。配偶者、子供については、別途、保険の手続きが必要です。

Q6.どのようなケースで支払われるのですか？

A: 海外旅行中の事故によりケガや病気のために医師の治療を受けられた場合、損害賠償を請求された場合、携行する身の回り品が盗まれたり事故により壊れた場合等に補償を受けることができます。

Q7.海外で不慮の事故にあった時に相談できる場所はありますか？

A: 海外旅行中にケガや病気をされた場合、損害賠償請求をされた場合、身の回り品の盗難・損害にあった場合「損害保険ジャパン・海外ホットライン」までお電話ください。

(81) 18 - 888 - 9547 ※24時間・年中無休・日本語対応

※現地オペレーターへこの番号をご指定のうえ、コレクトコールでおかけください。

Q8.海外で入院した場合の費用は支払わなければいけないのですか？

A: 海外で入院した場合は、一時的に治療費をお立替いただきます。帰国後に保険金請求を行う場合には現地でしか手配できない書類(医師の診断書・事故証明書等)を忘れずにお持ち帰りいただき「損害保険ジャパン」に事故の内容をご報告ください。なお、事故の報告が遅れますと、保険金のお支払いができない場合がございますのでご注意ください。

フリーダイヤル 0120-08-1572 ※24時間・年中無休・日本語対応

Q9.保険金の請求はどのようにすればいいのですか？

A: 「損害保険ジャパン」へご連絡いただきます。保険請求に必要な書類を保険会社よりご送付さしあげます。保険会社提出書類と現地でしか手配できない書類(医師の診断書・事故証明書等)を添付して保険会社に送付します。

Q10.保険金の請求に必要な書類はありますか？

A: 事故の形態により、保険金請求時に必要な書類は異なります。現地でしか手配できない書類や、保険会社所定の書類もございますので、事故にあわれた場合にはすみやかに「損害保険ジャパン」にご連絡ください。

Q11.カード利用付帯保険の付いたカードを何枚か持っていますが、その場合の補償はどのようになりますか？

A: (死亡・後遺障害保険金)

複数のカード利用付帯保険から同時に保険金が支払われる場合には、それらのうち最も高い保険金額を限度として、それぞれの保険から按分して保険金が支払われます。個人カードをお持ちの方が他に法人カードをお持ちの場合には、按分の対象にはなりません。

Q12.航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用の請求はできますか？

A: 航空機欠航・着陸地変更については、保険特約のためカードには付帯しておりません。

Q13.任意で海外旅行傷害保険にも加入しているのですが、保険金は両方からもらうことができますか？

A: (死亡・後遺障害保険)

任意の海外旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合には、すべての保険金額を合算して保険金が支払われます。

(その他の保険金)

任意の海外旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合には、それらの保険金額を合算した範囲内で実際の損害額を限度として、それぞれの保険から按分して保険金が支払われます。ただし、1回の事故について限度額がある場合は、この金額が上限となります。

Q14.事故時の連絡先を教えてください。

A: 海外旅行中にケガや病気をされた場合、損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などは、「損害保険ジャパン・海外ホットライン」に事故の内容をご連絡ください。ご帰国後に保険金を請求される場合には、「株式会社 損害保険ジャパン」または「損害保険ジャパン宮崎支店」に事故の内容をご報告ください。

「損害保険ジャパン・海外ホットライン」

(81) 18 - 888 - 9547

(24時間・年中無休・日本語対応)

※現地オペレーターへこの番号をご指定のうえ、コレクトコールでおかけください。

以上